

議案第 5 4 号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（法の規定により市長が意見を述べる手続）</u> 第 4 2 条 第 1 1 条第 2 項の規定は、<u>法第 1 0 条第 4 項及び第 2 0 条第 4 項の規定により、市長が事業者に対し環境保全の見地から意見を述べる場合について準用する。</u></p> <p>2 <u>第 1 2 条第 3 項の規定は、法第 1 0 条第 2 項及び第 2 0 条第 2 項の規定により、知事が市長の意見を求める場合において市長が環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>第 2 0 条の規定は、法第 2 0 条第 4 項に規定する書面を作成する場合について準用する。</u></p>	<p><u>（法の規定により市長が意見を述べる手続）</u> 第 4 2 条 第 1 2 条第 3 項の規定は、<u>法第 1 0 条第 2 項（法第 2 0 条第 2 項（法第 4 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び法第 4 0 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、市長が知事に対し環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。